生活情報
Q&A

自動車リサイクル法

私たちの生活に欠かせないクルマは、国内で年間約400万台が廃車されています。ゴミを減らし、資源を無駄遣いしない循環型社会をつくるために、クルマのリサイクルについて自動車メーカーや関連事業者、クルマの所有者の役割を決めた「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が2005年1月からスタートします。

Q1 現在、国内では年間約400万台が廃車されています。廃車されるクルマのうちリサイクルされている割合は総重量の何%?

① 約20%　② 約80%　③ 約100%

Q2 自動車リサイクル法が必要な理由は?

① シュレッダーダスト（クルマの解体・破砕後に残る廃棄物）を減らすため
② 不法投棄・不適正処理をなくすため
③ 地球温暖化を防ぐため

Q3 自動車のリサイクルにはコストがかかります。自動車リサイクル法によってリサイクル料金の支払いが義務づけられているのはだれ?

① 国　② 自動車メーカー　③ クルマの所有者

Q4 現在所有しているクルマのリサイクル料金を支払うのはいつ?

① 2004年12月までに支払う
② 2005年以降、最初の車検時までに支払う
③ 2005年4月までに支払う

Q5 リサイクル料金を支払ったかどうかを証明するものは?

① リサイクル券　② 自動車検査証　③ 運転免許証

A1

→正解は　②

廃車されたクルマは、現在解体業者や破砕業者によって総重量の約80%がリサイクルされています。残りの約20%はシュレッダーダスト（クルマの解体・破砕後に残る廃棄物）として主に埋め立て処分されています。2005年以降はシュレッダーダストを自動車メーカー・輸入業者がリサイクルすることになっており、2015年にはクルマの総重量の95%がリサイクルされることになります。

A2

→正解は　①②③すべて

日本では、産業廃棄物の最終処分場はもう残り少なく、シュレッダーダスト（クルマの解体・破砕後に残る廃棄物）の埋立処分量を減らす必要性に迫られています。加えて、最終処分にかかる費用の高まりや、鉄スクラップ価格の低下・不安定な変動などにより、これまでのリサイクルシステムが機能しなくなりつつあることから、不法投棄や不適正処理などが心配されています。カーエアコンに冷媒として充てんされている「フロン類」はきちんと処理されないとオゾン層破壊や地球温暖化を引き起こす原因となります。また「エアバッグ類」についても、適正処理の必要性が高まっています。こうしたことから新しいクルマのリサイクルの仕組みとして「自動車リサイクル法」が作られました。

A3

→正解は　③

自動車リサイクル法においては、関係者の役割分担として、クルマの所有者がリサイクル料金を支払わなくてはならないとなっています。クルマの所有者は、クルマからメリットを受けており、リサイクル料金はその対価であること、大切な地球環境を守るために必要な料金だということをご理解ください。

A4

→正解は　②

2005年1月1日以降、新車を購入される方は、新車購入時にリサイクル料金を支払っていただくこととなります。既にクルマをお持ちの方は、2005年１月以降最初の車検時までに。また、車検を受けずに廃車とする場合は、引取業者に引き渡すときに支払います。

A5

→正解は　①
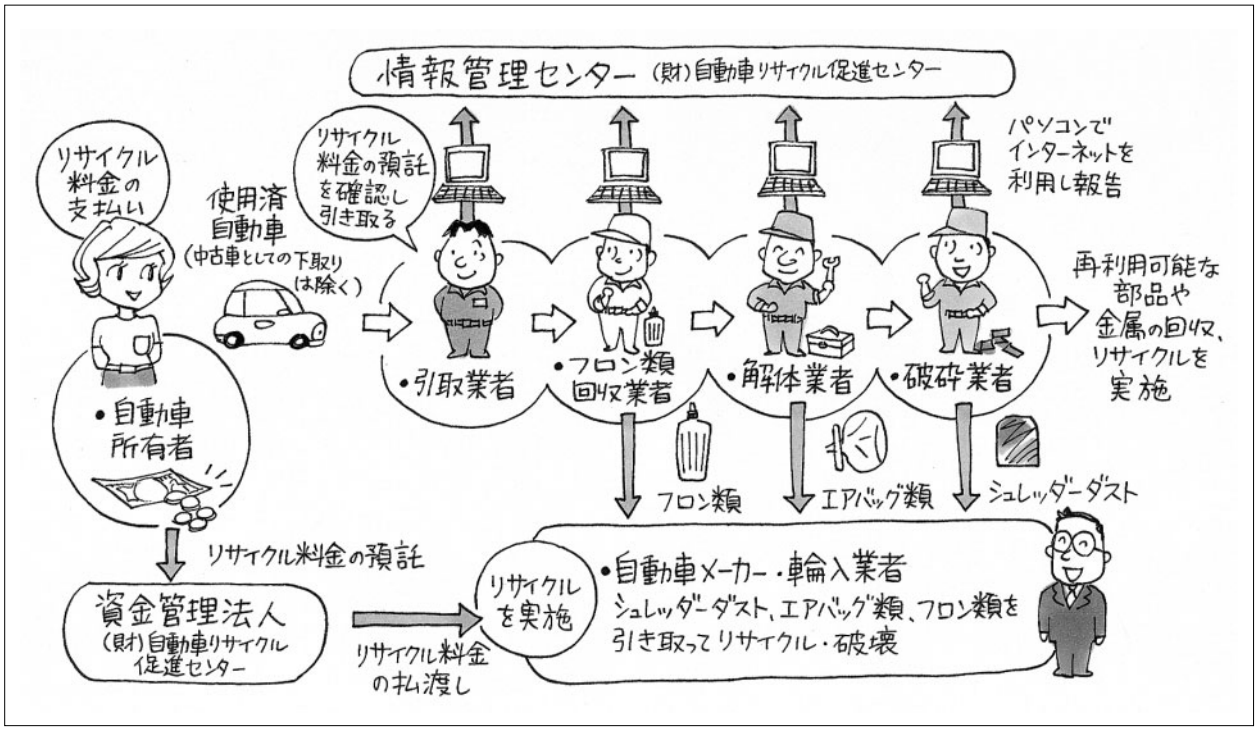
「リサイクル券」とは、リサイクル料金を支払った場合に、それを証明するために発行される書面です。2005年2月1日以降は登録・車検を受けようとする際に、国土交通大臣（運輸支局）などによってリサイクル料金が支払われているかどうかが確認されます。その際、リサイクル料金が支払われていることを証明するために、リサイクル券が必要となります。仮にリサイクル料金が支払われていない場合は登録・車検が受けられなくなりますので、リサイクル券は廃車にするまで、車検証とともに大切に保管するようにしましょう。